

2023. 10. 25. No.426

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakurou2017@gmail.com

HP:okigakurou.web.fc2.com

私費会計・学校徴収金は公務ではない

*** 教員の多忙化解消は事務職員の多忙化で ***

文科省は今年2月3日に発出した通知で「学校の働き方改革」に関わる学校徴収金業務への方向性を大きく変更した。

これまで文科省は、学校徴収金業務を「学校以外が担うべき業務」と位置づけ、各教育委員会の業務としていた。例外的に「仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務委譲すべき」としつつも「教職員が関与しない方法等で徴収・管理すること」を基本姿勢としていた。

それを上記の通知で「学校現場において教師が担っている場合には（中略）事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を進めること」と記している。

教育委員会には「各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるもの」と条件を加えることで学校徴収金業務を学校へ押し返す理由を与え、さらに「地域や学校の実情に応じて事務職員等に」の「等」を消して業務の移譲先を事務職員に限定してさえいる。

文科省はこのように変更した理由として2020年7月17日に発出した通知「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」の別表第一にある「2 財務 予算・経理に関する事 学校徴収金に関する事務」を持ち出している。

この通知は沖学労は県教育庁との団体交渉の中で、あくまでも参考例に過ぎず小・中学校に勤務する事務職員の職務内容を変更するものではないと確認済みのものだ。根拠とならない。

文科省は、教員、事務職員の人員増がままならず、教員の業務量削減の効果的な策も見い出せない手詰まり状態の中で、金も工夫も要らな

い策として事務職員への学校徴収金業務委譲を押し進めたいのだろう。

全国公立小中学校事務職員研究会が、今年の全国大会で「リーダーシップを発揮し、学校事務に変革を～学校徴収金事務から組織開発へ」という分科会を持つほどに文科省に寄り添っていることも大きく影響を与えていると思われる。

**** 学校徴収金業務は公務ではない ****

学校徴収金とは、公費以外の経費で学校教育活動上必要となる物品、サービス等の経費として学校が保護者から徴収する経費のこと。

学級で使用する消耗品、授業で使用する教材 PTA 会費、修学旅行積立金、進学手続きに伴う郵送料等、給食費、児童会生徒会費などだ。

事務職員の立場からすると、これら学校徴収金を「学校」が保護者から集め業者へ支払いするという行為が公務に当たることを根拠を示して明らかにされなければ安心して業務に務めることはできない。

地方自治法によれば、公費として扱う公立学校の運営に係る経費なら、保護者から徴収後に自治体の予算として計上し歳入としなければならない。しかし、学校徴収金は学校の中だけで取り扱われる金であり、自治体の歳入となることはない。

即ち学校徴収金は地方自治法の外の金ということになり、学校徴収金業務は公務ではないという結論に至り、各地方公共団体において公会計化されるまでは私費会計として扱われざるをえない。

公務でないものを事務職員の業務として位置づけることのおかしさを総務省、文科省に問い合わせても「学校徴収金を歳入とするかどうかは地方公共団体の裁量において判断される」と責任を自治体に押しつける回答しかしない。

給食費に限って言えば、公会計化を促進しようとする動きは珍しいものではなく、実態として何年も前から学校の関与を最小限にした取扱いをしている自治体は多い。

それでいて、PTA 会費や教材費や体育文化関係団体の個人分担金等を含む会計を公会計化したくないのは、それら項目を保護者から徴収する公の根拠が薄いことを自治体自身がよく知っているからではないのか。

****業務委譲の前に業務量調査が必要だ****

文科省や全事研、大組は、「教員の働き方改革の一環として学校徴収金業務の事務職員への委譲」することの雰囲気を作り出し既定路線として県、市町村教委を巻き込み学校管理規則に書き加える動きを加速させている。

しかし、現場で働く学校事務職員の皆さんには今一度立ち止まって考えてもらいたいのは、どれだけの業務が私たちに委譲されるのかを明確に示す者がどこにもいないということだ。

「総務・財務に通じる専門職として子どもの豊かな育ちとウェルビーイングの実現のため」とか何を言っているのか分からない「御託宣」に安易にのせられてしまっていると、とてつもない量の会計業務を押しつけられてしまう結果になりかねない。

簡単な計算を試してみる。事務職員が一人、教員が15人いる小さな学校で、一人の教員の一日の超勤を30分間短縮するために教員から事務職員へ業務委譲をするとする。

その事務職員には毎日7時間30分もの業務が追加され24時30分に仕事が終わる。

月にすると150時間超の新たな業務となるが、これはもう一人事務職員が必要な業務量だ。

しかし、学校聴取金業務の事務職員への委譲を言う人たちはもちろん、権限を持つ文科省でさえ事務職員の増員を確約してはいない

文科省による教員の超過勤務時間調査結果は、小・中学校ともに月平均80時間超となっている。事務職員が毎日、日付けが変わるまで働いても教員の超勤は10時間ほど減って、月70時間程度になるだけだ。

事務職員が過労死しない程度に働くとするなら、労基法の超勤上限、年で360時間を月にならして月30時間の超勤を事務職員に上乗せするとする（それまで事務職員が別に行っていた超勤時間を計算に入れていないので、現実的な計算ではないが）と一日1時間30分程度の超勤時間となる。これは学校にいる15人の教員一人当たりの超勤を一日あたり6分間短くすることにしかならない。

この計算結果から分かるのは、教員から事務職員へ業務委譲をしてもほぼ効果がないことだ。

****学校徴収金業務への教員の意識を問う****

業務委譲をどこにするかという問題よりも先に、教員の学校徴収金業務に対する捉え方の問題を解決しなければならない。

そもそも学校徴収金は教員が教育活動を行うにあたって公費で賄えない物品、サービスの購入経費負担を保護者に求めるものだ。

教員が学級運営や授業で必要だと考えることから始まる経費だ。ならば、なぜそれが必要なかを金を払う保護者に説明する責任が教員にあるが、実態は物品名と金額が書かれた紙1枚を配るだけでしっかりと説明することはないし、保護者側の考えを聞くこともない。

入金、支払い、記録という会計仕事を随時することを怠り、年度末になり締切に迫られて「こんな会計仕事を教育の専門職である教員がしなければならないのはおかしい。会計のプロの事務職員にやってもらいたい」というのが一部教員の本音だとするなら、会計のプロとしての研修を受けたこともなく、プロとしての賃金も頂戴していない学校事務職員としては「授業に必要な物品なら公費で購入できるよう働きかけるが、私費で買うことになった物の必要性を説明する手間は、元々の発生源である教員が引き取ってくれるんだろうね」と言いたくなる。

****学校総体としての業務量削減こそ必要****

県教育庁は大学生を非常勤講師として雇うとか、さらに教員を多忙化させる策を推し進めていないで、早急に各校長あてに「学校はこれをやめろリスト」を出して業務削減してくれ。(濱)